

河川内建設発生土「受入地募集の概要」について

1. 趣旨

筑後川河川事務所では、洪水時の河川水位を下げることを目的として、河川内の土砂掘削を予定しております。

掘削により発生する建設発生土について、工事の円滑な実施、土砂の有効利用を図るため、受け入れ地の募集を行います。建設発生土の受入を希望される方は、以下の応募要件を確認の上、申込をお願いします。

2. 応募要件

(1) 応募出来る方

以下、「受入地の要件」に当てはまる、埋立や嵩上げ等予定している土地を所有或いは貸借されている方（ただし、貸借の場合は、土地所有者の同意が必要です）

(2) 受入地の要件

①土砂発生場所及び受入先迄の距離（図面参照）

- ・筑後川：福岡県久留米市新合川地先（筑後川大橋付近）
福岡県久留米市北野町石崎地先（神代橋付近）
福岡県久留米市太郎原町地先（神代橋付近）
福岡県久留米市大橋町蜷川地先（筑後川橋付近）
福岡県久留米市田主丸町菅原地先（筑後川橋付近）

※土砂発生場所（上記）からの運搬距離が20km未満に位置していること

②受入時期：令和6年9月上旬から令和6年12月下旬頃を予定

※受入時期は工事の進捗により前後する場合があります。

③受入土量が、1,000m³程度（以上）

④大型ダンプトラック（10t車）で建設発生土の搬入ができること

⑤法律、関係条例の許可等を受けた、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは近々に手続き完了見込みであること

※原則上記の要件としますが、それ以外の場合においてもご相談ください。

3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：令和6年8月5日（月）～令和6年12月5日（木）

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込みにて提出してください。

- ①建設発生土「受入申込書」→別添の用紙
- ②土地所有者の同意書（貸借の場合）
- ③土砂受入地を示した地図及び現地写真等

※原則として、3.(1)に記載の期間内での応募としますが、期間外においてもご相談ください。

※提出書類の返却は出来ません。非選考の書類は、当方にて処分します。

4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、選考結果は、決定次第、応募者へ通知します。

選考にあたっては、申し込み多数の場合や他の処分場の状況により、コスト比較させていただきますので、条件を満たしても採用されない場合があります。

5. その他留意事項

- ① 受入れ予定の土砂は、河川の土砂であるため、多少の水分と塵芥を含んだ土砂（礫まじり：掘削箇所により土質についても異なります）となります。
- ② 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います（無料）。受入地での敷均し、締固めは申し込み者においてお願いします。
- ③ 掘削ペースに合わせて受け入れていただけるところを優先的に選考させていただきます。
- ④ 他の公共事業への搬出等により、申し込み時の搬入量を確保出来ない場合があります。
- ⑤ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑥ 搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応についても必ずお願いします。
- ⑦ 建設発生土搬入後の管理については、申し込み者の責任においてお願いします。
- ⑧ 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の場所へ搬出することは出来ません。
- ⑨ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的での受入行為は、固くお断りします。
- ⑩ 建設発生土の搬入による埋立や嵩上げ等により必要となる水路や擁壁等の設置、立木、構造物等の支障物件がある場合の対策は申し込み者で行って頂きます。

6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

〒830-8567 福岡県久留米市高野1丁目2番1号

TEL：0942-33-9131

FAX：0942-35-0164

E-mail：qsr-chikugo-hp@mlit.go.jp

担当：工務第一課 山下（内線310）

中川（内線314）